## 生駒市有害獣被害防止対策事業補助金等交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において有害獣による被害を防止し、市民の安全及び 農作物の品質の向上と安定的な生産を確保するため、予算の範囲内で補助金等 を交付するものとし、その交付については、生駒市補助金等交付規則(平成20 年10月15日生駒市規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めると ころによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 有害獣 有害獣とは、市民及び農作物に被害を及ぼすイノシシをいう。
  - (2) 防除柵等 電気柵、防除柵をいう。
  - (3) 電気柵 柵線に、衝撃電流を流すことにより有害獣の侵入を防止するため の有害獣防除設備で、次のアからエの条件をすべて具備するものをいう。
    - ア 自らの使用に供するために設置するもので、生駒市内において使用する もの
    - イ 市民及び農作物を有害獣から保護することを目的に設置するもの
    - ウ 周囲の承諾があり、周辺環境等へ悪影響を与えない構造であるもの
    - エ 繰り返しの使用に耐え、5年以上の耐久性があるもの
  - (4) 防除柵 有害獣の侵入を防止するためのワイヤーメッシュ柵、トタンで、 前号アからエの条件をすべて具備するものをいう。
  - (5) 捕獲檻 有害獣を捕獲するための檻で、第3号アからエの条件をすべて具備するものをいう。

(6) 有害獣被害防止対策事業 有害獣による市民及び農産物への被害防止のための柵や檻の設置に対する補助金制度及び狩猟者の人材育成として、狩猟免許取得時にかかる費用に対する補助金制度及び柵設置に対する地元施工材料支給制度をいう。

第2章 柵・檻設置や狩猟免許取得に必要な経費に対する補助金制度 (補助金の交付対象経費)

- 第3条 補助金の交付対象経費は、次の各号いずれかに該当するものとする。
  - (1) 市内の農地等において、有害獣による被害が発生し、又は発生するおそれがあるために設置する防除柵等の資材購入費
  - (2) 市内の農地等において、有害獣による被害が発生し、又は発生するおそれがあるために設置する捕獲檻の資材購入費
- (3) 市内の農地等において、有害獣駆除を行うために、狩猟免許を取得する際 にかかる狩猟免許受験料と登録料、奈良県猟友会による初心者講習会の講習料 (補助対象者)
- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる経費の区分 に応じ、当該各号に定める者とする。
  - (1) 前条第1号に規定する経費 有害獣による被害を受け、又は受けるおそれがある個人又は企業等(営利を目的とする活動を行う団体及び個人事業主の施設を除く)
  - (2) 前条第2号に規定する経費 有害獣による被害を受け、又は受けるおそれ がある個人のうち、狩猟免許を有しているもの
  - (3) 前条第3号に規定する経費 有害獣による被害を受け、又は受けるおそれがある個人のうち、新たに狩猟免許を取得したもの

## (補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、第3条に定める資材購入費、受験料、登録料と講習料の 2分の1以内とする。ただし、補助額の上限については、電気柵6万円、防除柵 4万円、捕獲艦5万円とし、第3条第1号に定める申請にあっては、補助対象経 費が4,000円未満の場合には、補助金を交付しない。
- 2 補助額の10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請・実績報告)

- 第6条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、生駒市有害獣被害防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。
  - (1) 防除施設等設置事業実績書(様式第2号)
  - (2) 防除施設等の設置場所の位置図
  - (3) 防除施設等の設置写真
  - (4) 防除施設等の設置に要した費用の明細又は領収書
  - (5) 狩猟免許取得に要した費用の明細又は領収書
  - (6) 狩猟免許を保持することを証明する書類
  - (7) その他特に市長が必要と認める書類
- 3 第3条第1号の申請には前項第5号及び第6号、第3条第2号の申請には前項第5号、第3条第3号の申請には前項第1号、第2号、第3号及び第4号は必要としない。
- 4 第3条に定める各号の申請は、同一年度1回限りとし、年度内に行うものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、書類や現地調査 により、その内容を審査して適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補 助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第8条 第7条の規定により、補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金 交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取り消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部 を取り消すことができる。
  - (1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 不正な手続により補助金を受けたとき。
  - (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されていると きは、その返還を命ずることができる。

第3章 地元施工材料支給

(支給対象)

- 第11条 農家区又は自治会の単位が支給対象となる。
- 2 受益者が3戸以上かつ受益地が3筆以上で一体となる防除柵を設置する場合、 材料を支給する。ただし、同一場所で国等から材料支給又は補助金を受けられ る場合を除く。

(支給対象となる材料)

- 第12条 支給の対象となる材料は、次に掲げるものをいう。
  - (1) 防除柵
  - (2) 杭

(3) その他特に市長が必要と認めるもの

(申請書の提出)

- 第13条 地元施工材料支給を受けようとする者は、事業実施の年度において地 元施工材料支給申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。
  - (1) 防除施設設置事業計画書(様式第6号)
  - (2) 柵設置許可書(様式第7号)
  - (3) 防除施設の設置予定場所・周辺農地の位置図
  - (4) 防除施設の設置予定場所の現況写真
  - (5) その他特に市長が必要と認める書類

(申請に係る審査等)

第14条 市長は、地元施工材料支給の申請があった場合において、書類審査又は現地調査により適否を審査し、適当と認めるときは材料を支給するものとする。

(事業の施工)

第15条 地元施工材料支給を受けた者は、速やかに事業を行うものとし年度内 に事業を完了しなければならない。

(完了の報告)

第16条 地元施工材料支給を受けた者は、事業が完了したときは、市長にその 旨を報告し、事業完了届(様式第8号)及び設置写真を年度内に提出しなけれ ばならない。

第4章 雑則

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年1月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。